

(1990年3月23日第3種郵便物認可)(朝1日版)1995年 8月1日 全国民闘連ニュース 第102号(1)

全国民闘連ニュース

第102号

1995年

8月 1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ●543 大阪市天王寺区東上町8-36ノーリンビル401号 Tel 06-775-2185 Fax 06-775-2160
●210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



新しい在日韓国・朝鮮人の
反差別・人権運動をめざして

新組織への改変をめざして

現在、在日韓国・朝鮮人をとりまく状況はめまぐるしく変化しています。

全国民闘連は、時代の変化に対応し、より多くの在日韓国・朝鮮人大衆の要求に答えられる組織への改変をめざして、1992年2月に改革論議をスタートさせました。改革は2段階で進められ、第20回全国民闘連大会において、改革の最終段階へ入っていくことが確認されました。

そこで、今号では、改革論議のこれまでの経緯を再度振り返ってみたいと思います。

改革論議の契機

1990年11月、第16回民族差別と闘う全国交流集会（兵庫大会）において、全体集会の記念講演の講師が欠席するという事態が発生した。

それは、事故等によるものではなく、講師の意思によるものであり、欠席の理由として、民闘連運動の組織運営に関する問題を指摘した手紙が送りつけられてきた。単に組織運営のルーズさのみならず、運動における在日韓国・朝鮮人の日本人活動家に対する過大な期待と甘えを指摘するという、民闘連運動の根幹に関わる問題を内包していたのである。

このことを受けて、翌1991年1月、第111回全国代表者会議において総括会議が開かれ、今回の問題提起への受け止めかたについて議論がかわされた。代表者会議では、今回の指摘は、民闘連の日常の組織運営のルーズさに起因するところ

が多く、もはや、昨今の民闘連の体質として日常化しており、原因は組織そのものに及んでいることが指摘、確認された。

このことを契機に、改革にむけて話し合いを進めていくことが、確認されたのである。

改革の経過

～第17回交流集会（大阪）まで～

1991年2月、東京において特別代表者会議を開催し、問題提起について議論が交わされ、組織改革を断行して行くことが確認され、組織改革委員会を設置し、改革の素案を作成することが確認された。

組織改革委員会では、民族差別撤廃運動の草分けとして長い歴史をもっていることに鑑み、まず、従来の組織、運動形態の点検、つまり、総括作業から着手することによって、否定面、肯定面を明確にし、否定面の改善から改革へと移行し

て行くことになった。

否定面としては、名称の変更からはじまり、民闘連として何をめざしているのかをさらに明確にする(運動目標を明確化)ために、民闘連の3原則、「実践・交流・共闘」にかわって綱領・規約を設置すべきである。また、全国代表者会議の見直し。つまり、全国闘争(ex. 補償・人権法制定運動)を民闘連として提起しても、それを達成させるプロセスのための執行機関が曖昧であり、代表者会議がその機関として機能していない現状がある。

さらに、会員拡大の方針が不十分等々。

事業面においては、全国交流集会についても提案がなされた。これまでであれば、情報が乏しいなかで、全国の仲間がそれを交換、交流していくために、効果的であったし、輪も広がっていった。しかし、昨今においては、参加者の減少と参加者層の変化によって、活動家のための実践交流の場なのか、研修・研究を目的とした集会なのかが、曖昧になってきた。そのため、研究集会と交流集会を分離していく。全国民闘連ニュースの充実等々。

まず、これらのことを見直していくことから、改革委員会の議論が開始された。

以後、第112回全国代表者会議(広島)第1回組織改革委員会(川崎)、第113回全国代表者会議拡大大会議(川崎)、第2回組織改革委員会(大阪)を経て、第17回全国交流集会にて、改革委員会からの方向性として中間報告がなされ、各地か

らの意見を集約した。

提案された改革案骨子については、賛否両論が各地から相次いだ。改革そのものについての異論はなく、交流集会で出された意見を尊重した上で全国代表者会議を軸に具体的な組織案を、次回交流集会までに作成することが確認された。

中間報告以降の経過

～1993年度全国大会(大阪)まで～

1992年2月、第116回全国代表者会議(改革のための大衆議論)において新しい組織機構が提起された。それは、在日韓国・朝鮮人の独自の組織化を軸としたものである。

それは、3つの視点によって提起されたものである。ひとつは、在日韓国・朝鮮人社会の変化である。3世以降の世代の増加による多様化、国際結婚の増加、国籍法改正による韓国・朝鮮籍の減少にともなう日本国籍保持者の増加、国籍で民族を捉えられない時代。さらに日本社会の豊かさが増し、個人の価値観や生き方が認められる時代に入り、在日同胞の青年を中心として、民族アイデンティティをどう確立していくのか、これから、日本社会において在日韓国・朝鮮人としてどのように生きていくのかを、在日同胞自らが主体をもって、これから育てくる同胞に示していかなければならない。二つめは、民闘連の運動が、これまでの

歴史の中で、多くの被差別者を中心に運動の共闘を生んできた。その結果、民闘連運動は民族的エゴイズムに陥ることなく、社会的弱者の視点で運動を展開してきたのである。しかし、他のグループの共闘は、民闘連に民族主体の意見をもった団体としての機能を期待してきている。民闘連運動が大きくなればなるほど、在日韓国・朝鮮人の主張を持った組織としての確立を求めてきている。三つめは、民闘連運動の根幹をなす、日本人との水平共闘の見直しである。在日韓国・朝鮮人の結果がいまひとつ広がりを見ない状況において、日本人との真の水平共闘をめざすにも、在日韓国・朝鮮人の主体、結果なくして本当の共闘が実現できるのか。さらに言えば、在日韓国・朝鮮人と日本人の間にもたれあいが発生しているのではないのか。という認識にたち、真の水平共闘を確立するための組織形態の模索。

これら三つの理由により、在日韓国・朝鮮人の独自の組織化を提起した。ただ、それはあまりにも唐突であるとの批判が続出した。しかしながら、何らかの同胞の交流の場の必要性は理解が得られ、それを設置することと、改革にあたって、新組織のめざすもの、性格を明確にしていくために、綱領・規約の設置が確認された。

それ以後、継続審議として、改革委員会で議論を交わしてきたが、改革論議の柱である、在日韓国・朝鮮人の主体性形

成、広範な運動を展開できる責任体制の実現、従来の日本人共闘の継承などを議論した結果、二つの案が最終的に残された。

一つは、第116回全国代表者会議でだされた在日韓国・朝鮮人の独立組織化、もう一つは、部会制である。この二つの折衷案として在日韓国・朝鮮人の独立組織化をめざした過渡的段階として同胞親睦会活動を展開し、2～3年の準備期間を経て在日韓国・朝鮮人部分の独立組織化、日本人との本当の意味での共闘組織の再結成をめざす案が提起された。

この案にそって、具体的な綱領・規約、組織の骨子が提案され、1993年1月の第123回全国代表者会議において最終確認された。

そして、1993年度民族差別と闘う連絡協議会全国大会において、様々な議論は交わされたものの、方向性は確認され、ゆるやかな交流体から、メンバーシップ制をひいた運動体への変革を成し遂げたのである。

改革後の総括と今回の改革の趣旨

前述したように、改革については、2段階で行われることが確認されており、いまだ改革の途中段階である。

全国民闘連の結成は、民族差別が当然視されていた時代背景にあっては、歴史的に先進的な意義が存在した。

日本社会が、人権・環境・平和という世界的趨勢の流れには逆らえ切れず、誰もが人権を口にし、民族差別は許されないということが、ひとつの潮流となってきた。そのような状況の中で、今日、民闘連のみならず、多くの民族団体はもとより、行政や一部企業団体までも民族差別撤廃を主張する中にあって、単に差別反対のみでは民闘連の存在理由に積極的意義を見いだすことは困難になってきた。

そのような認識に基づき改革を進めてきたものの、地域活動から出発した民闘連は、ややもすると地域埋没主義に陥り地域活動が目的化してしまう傾向があり地域外の同胞が結集できない状況がうまれている。事実、会員についても、減少傾向にあり、組織の衰退をも懸念せざるを得ない状況がある。

したがって、本格的な改革をはかり、魅力ある組織作りが求められており、大胆な改革の断行が必要である。

新しい組織の発展をめざして

1995年4月の代表者会議において、同胞組織の在日韓国・朝鮮人人権協会(仮称)と共闘組織の多文化共生フォーラム(仮称)を結成していくことが確認された。

全国民闘連は、発展改組し、在日韓国・朝鮮人人権協会(仮称)という当事者組織と多文化共生フォーラム(仮称)【人

権協会、日本人、他のマイノリティ、団体等々で加盟】が、水平共闘をめざし、取り組みを進めていく。

在日韓国・朝鮮人人権協会は、基本理念として、政治的権利の獲得、地域社会への参画、貢献、教育・文化の創造、民族差別撤廃運動の取り組み等を綱領に明確化させ、日本社会における多文化共生社会を創造することを柱とする。

多文化共生フォーラムについては、在日韓国・朝鮮人をはじめとする各団体のネットワーク化をはかる。組織化については、在日韓国・朝鮮人と日本人グループ、個人、各地旧民闘連等で組織する。取り組みについては、これからの議論であるが、各課題について、在日韓国・朝鮮人人権協会と共闘し、取り組みを進める。

お原頁い

以上、昨年、第20回全国大会を経て、民闘連の改革の流れを再度確認してきた。

方向性は、民闘連を発展改組し、在日韓国・朝鮮人の独立組織と共闘組織を分離させ具体化をはかっていく。8月20日、全国代表者会議において、さらに具体的な議論を行い、新組織の枠組作りを行っていききたい。今回の改革論議に対する会員のみなさんの意見をお待ちしております。事務局までお寄せ下さい。

TEL 06-775-2185 FAX 06-775-2160
8/17～19の間をお願いします。

